令和３年度

ごみ処理事業概要

芦屋市環境処理センター

市　民　憲　章

わたくしたち芦屋市民は，国際文化住宅都市の市民である誇りをもって，わたくしたちの芦屋をより美しく明るく豊かにするために，市民の守るべき規範として，ここに憲章を定めます。

この憲章は，わたくしたち市民のひとりひとりが，その本分を守り，他人に迷惑をかけないという自覚に立って互いに反省し，各自が行動を規律しようとするものであります。

1　わたくしたち芦屋市民は，文化の高い教養豊かなまちをきずきましょう。

1　わたくしたち芦屋市民は，自然の風物を愛し，まちを緑と花でつつみましょう。

1　わたくしたち芦屋市民は，青少年の夢と希望をすこやかに育てましょう。

1　わたくしたち芦屋市民は，健康で明るく幸福なまちをつくりましょう。

1　わたくしたち芦屋市民は，災害や公害のない清潔で安全なまちにしましょう。

目　　次

第１章　市の概要

Ⅰ　地勢・人口　・・・・・・・・・１
Ⅱ　芦屋市環境処理センターの位置　・・・・・・・・・２

第２章　組　織

Ⅰ　組織図及び事務分掌（環境処理センター関係）（令和３年４月１日現在）　・・・・・・・・・３
Ⅱ　環境処理センター組織表（令和３年４月１日現在）　・・・・・・・・・４
　収集事業課　・・・・・・・・・４
　環境施設課　・・・・・・・・・５

第３章　ごみ処理関係【歳入】決算

Ⅰ　収集事業課　・・・・・・・・・６
Ⅱ　環境施設課　・・・・・・・・・６

第４章　ごみ処理関係【歳出】決算（処理原価）

Ⅰ　ごみ処理総合原価計算書（令和３年度）　・・・・・・・・・７
Ⅱ　ごみ処理総合原価算出根拠（令和３年度）　・・・・・・・・・８
Ⅲ　ごみ処理総合経費の推移（年度別）　・・・・・・・・・９
Ⅳ　部門別処理経費割合の推移（年度別）　・・・・・・・・・１０

第５章　ごみ処理事業

Ⅰ　ごみ処理事業の沿革　・・・・・・・・・１１
Ⅱ　ごみ処理事業の遷移　・・・・・・・・・１３
　１　芦屋市の前身旧精道村におけるごみ処理事業　・・・・・・・・・１３
　２　芦屋市制発足後のごみ処理事業　・・・・・・・・・１３
　３　歴代ごみ焼却施設　・・・・・・・・・１３
Ⅲ　ごみ処理事業概要　・・・・・・・・・１４
Ⅳ　収集・運搬　・・・・・・・・・１５
　１　事業概要　・・・・・・・・・１５
　(1)　ごみの種類と収集の概略　・・・・・・・・・１５
　(2)　収集事業課保有車両（令和３年４月１日現在）　・・・・・・・・・１６
　(3)　粗大ごみ・一時多量・植木剪定ごみ処理件数（年度別）　・・・・・・・・・１６
　(4)　パイプライン施設概要（施設導入の経過等）　・・・・・・・・・１７
　(5)　パイプライン施設・設備全体概要　・・・・・・・・・１８
　　ア　パイプライン施設・設備全体概要　・・・・・・・・・１８
　　イ　廃棄物運搬用パイプラインの流れ　・・・・・・・・・１９
　　ウ　芦屋浜地区と南芦屋浜地区管路図　・・・・・・・・・２０
Ⅴ　ごみ処理施設　・・・・・・・・・２１
　１　事業概要　・・・・・・・・・２１
　２　ごみ処理施設概要　・・・・・・・・・２１
　(1)　ごみ焼却施設設備概要　・・・・・・・・・２１
　(2)　ごみ焼却施設のしくみ　・・・・・・・・・２２
　(3)　資源化施設概要（不燃物処理等）　・・・・・・・・・２３
　３　環境処理センターごみ搬入量及び処理量の推移（年度別）　・・・・・・・・・２４
　(1)　ごみ搬入量　・・・・・・・・・２４
　(2)　ごみ処理量　・・・・・・・・・２４
　４　ごみ処理フロー（令和３年度）　・・・・・・・・・２５
　(1)　ごみ全体のフロー　・・・・・・・・・２５
　(2)　燃やさないごみ・粗大ごみ再資源化フロー　・・・・・・・・・２６
　５　ごみ質組成分析　・・・・・・・・・２７
　(1)　燃やすごみ　・・・・・・・・・２７
　　ア　燃やすごみ組成の推移（年平均値・年度別）　・・・・・・・・・２７
　　イ　燃やすごみの組成割合（令和３年度）　・・・・・・・・・２７

ウ　燃やすごみ組成の推移（年度別）　・・・・・・・・２７
(2)　燃やさないごみ　・・・・・・・・２８
ア　燃やさないごみ組成の推移（年度別）　・・・・・・・・２８
イ　燃やさないごみ組成の推移（年度別平均値）　・・・・・・・・２８
ウ　燃やさないごみ収集別カサ比重の推移（年度別）　・・・・・・・・２９
エ　燃やさないごみ分別率の推移（年度別）　・・・・・・・・２９
オ　ペットボトルの分別率　・・・・・・・・２９
６　環境処理センター運転状況結果（令和３年度）　・・・・・・・・３０
(1)　焼却灰熱灼減量　・・・・・・・・３０
(2)　騒音・振動・臭気　・・・・・・・・３０
(3)　大気環境調査　・・・・・・・・３０
(4)　排出ガスの排出濃度　・・・・・・・・３０
(5)　排出ガス中のダイオキシン類　・・・・・・・・３０
(6)　焼却灰・バグ灰中のダイオキシン類　・・・・・・・・３０
(7)　排ガス中の水銀濃度　・・・・・・・・３０
Ⅵ　最終処分　・・・・・・・・３１
１　事業概要　・・・・・・・・３１
２　灰の発生量等（年度別）　・・・・・・・・３１
(1)　発生量　・・・・・・・・３１
(2)　発生率　・・・・・・・・３１

第６章　ごみ減量化・再資源化事業

Ⅰ　事業概要　・・・・・・・・３２
Ⅱ　ごみ減量化・再資源化施策　・・・・・・・・３２
１　再生資源集団回収（年度別）　・・・・・・・・３２
(1)　登録団体数　・・・・・・・・３２
(2)　回収量　・・・・・・・・３２
(3)　報奨金　・・・・・・・・３２
２　粗大ごみのリユース（繰り返し使う。）（年度別）　・・・・・・・・３３
３　再生資源回収量（年度別）　・・・・・・・・３３
４　リサイクル率の推移（年度別）　・・・・・・・・３４
５　生ごみ堆肥(コンポスト)化容器の購入助成制度（終了）　・・・・・・・・３４

第７章　啓発事業

Ⅰ　ごみの減量化，再資源化啓発等に関する取組一覧表（令和３年度）　・・・・・・・・３５

第１章　　市　の　概　要

Ⅰ　地勢・人口

本市は，兵庫県の南東部，阪神地域のほぼ中央に位置しており東は西宮市，西は神戸市に隣接し，面積は１８.５７ｋ㎡，距離が東西 約２.５ｋｍ，南北 約９.６ｋｍの細長い市域となっている。

自然環境としては，六甲の山並みを背にして，穏やかな大阪湾を望む傾斜地に，豊かな扇状地の市街地が広がっている。

市内を流れる芦屋川は六甲山の緑，青空や松並木，川べりの土の色に映えながら，四季折々の風景と調和している。

優美な自然景観と交通環境に恵まれ，日々の暮らしを彩れる魅力あるまちとして，いにしえより愛され続けてきている。

また，新しい芦屋・南芦屋浜地域には，親水公園や潮芦屋ビーチやマリーナ施設などのある住宅地が広がっている。

本市は昭和２６年に公布された「芦屋国際文化住宅都市建設法」に基づき「知性と気品に輝く活力ある国際文化住宅都市」を目指し，文化の薫り高い，緑豊かで良好な住環境を有する文化住宅都市として発展してきた。

平成１６年１月に「芦屋庭園都市宣言」を行い，世界の人々が芦屋を一度は訪れてみたいと思うような清潔で花いっぱいの美しいまちにすることを目指し，オープンガーデンや花と緑のコンクールなどに取り込んでいる。

また，平成２１年７月から市内全域を対象とした「芦屋景観地区」指定を行うとともに，地区計画制度を活用し住環境に配慮したまちづくりを進めている。

第５次総合計画（令和３年策定）では、『人がつながり　誰もが輝く　笑顔あふれる住宅都市』を将来像として掲げている。また、2050 年までに温室効果ガス実質排出ゼロを目指す『芦屋市ゼロカーボンシティ』を令和３年６月１日に表明しています。

令和 ３ 年１０月１日現在

人　　口	男	４３，０４６　人
	女	５２，２５９　人
	計	９５，３０５　人
世　　帯　　数		４５，０８４　世帯
面　　積		１８．５７　Ｋ㎡

（住民基本台帳人口）

Ⅱ　芦屋市環境処理センターの位置

第２章　　組　　織

Ⅰ　組織図及び事務分掌（環境処理センター関係）（令和３年４月１日現在）

市民生活部長

（その他：人権・男女共生課，市民課，地域経済振興課，保険課，上宮川文化センター，環境課）

収集事業課長 ― 収集係長

主査

【事務分掌】

・一般廃棄物の収集及び運搬に関すること。
・一般廃棄物の収集施設及び器材の維持管理に関すること。
・一般廃棄物の収集及び処理手数料（植木の剪定廃棄物処理手数料及び一時多量ごみ処理手数料に係るもの）の収納に関すること。
・一般廃棄物等の不法投棄に関すること。

環境施設課長 ― 管理係長

主査

【事務分掌】

・ごみの減量化及び再資源化等に関すること。
・家屋解体撤去に関すること。
・清掃事業の調査，統計及び企画に関すること。
・清掃事業に係る各種協議会に関すること。
・一般廃棄物の収集及び処理手数料（収集事業課の所管に属するものを除く。）の収納に関すること。

環境施設担当課長 ― 施設係長

主査

【事務分掌】

・一般廃棄物等処理施設に関すること。
・一般廃棄物運搬用パイプライン施設に関すること。
・環境処理センター施設改修事業に関すること。

Ⅱ　環境処理センター組織表（令和３年４月１日現在）

収集事業課

事務職 1	課　　長 1	
衛生監視職 1	主　　査 1	
事務職 1	収　集　係　長 1	
	主　　事 0	
運転職 作業職 28	技　能　長	9
	運　転　職	6
	作　業　職	13
会計年度任用職員	ごみ収集作業	(4)
合計（市）	31 人　（会計年度任用職員除く。）	

(参考) 業　務　委　託	粗大ごみ受付	2
	清掃	1
合計（委託）	3 人　（当施設で勤務（登録）している業務）	

総計	34　人　うち，市職員 31 人（会計年度任用職員除く。）

環境施設課

技術職 1	課　　長 1
技術職 1	主　　幹 1
事務職 3 会計年度任用職員除く	管　理　係　長　　1 主　　査　　1 主　　事　　1 会計年度任用職員　　(1)
技術職 4 会計年度任用職員除く	施　設　係　長　（機械）　1 主　　査　（土木）　1 技　　師　（機械）　1 技　　師　（電気）　1 会計年度任用職員　(1)
技能職 2	リサイクル（粗大ごみ資源化） 技　　師　2
合計（市）	11 人　（会計年度任用職員除く）

(参考) 業務委託 45	芦屋市環境処理センター長期包括的運営業務					不燃物処理
	総括責任者　1		電気主任技術者　1			
	小計	焼却炉運転 計量・ステージ 24	パイプライン 運転 6	持ち込みごみ 予約受付 5	清掃 1	7
	内訳	副総括責任者　1 事　務　員　1 点検技術員　5 運　転　員 (4 班×3 人)　12 計　量　員　5	副総括責任者　1 事　務　員　1 技　術　員　4	班　長　1 係　員　4	清掃員　1	現場責任者　1 副現場責任者　1 運　転　手 作　業　員　5
合計（委託）	45 人　（当施設で勤務（登録）している業務）					

総計	56 人　うち，市職員 11 人 （会計年度任用職員除く）

第３章　ごみ処理関係【歳入】決算

ごみ処理関係【歳入】決算

Ⅰ　収集事業課

（単位：円）

事項名	決算	構成比
衛生施設目的外使用料	287,884	2.28%
一時多量ごみ処理等手数料	2,552,400	20.17%
消費者行政推進・強化事業補助	451,530	3.57%
資源ごみ（紙類）売却代金	9,361,847	73.99%
合計	12,653,661	100.00%

Ⅱ　環境施設課

（単位：円）

事項名	決算	構成比
衛生施設目的外使用料	3,825,492	2.52%
廃棄物処理手数料	115,533,420	76.01%
粗大ごみ処理手数料	14,144,700	9.31%
循環型社会形成推進交付金	1,300,000	0.86%
消費者行政推進・強化事業補助	1,249,600	0.82%
一般廃棄物処理業許可車両標識料	9,600	0.01%
リサイクル事業雑入	19,500	0.01%
資源ごみ（不燃物）売却代金	10,222,290	6.73%
資源化物有償入札拠出金	5,589,467	3.68%
自動販売機電気使用料	91,984	0.06%
その他保健衛生費雑入	17,060	0.01%
合計	152,003,113	100.00%

第４章　ごみ処理関係【歳出】決算
（処理原価）

Ⅲ　ごみ処理総合経費の推移（年度別）

原価要素＼年度	H29	H30	R元	R2	R3
年間経費（円） （施設整備を除く）	1,484,935,010	1,466,267,985	1,554,149,067	1,574,761,352	1,429,438,005
ごみ排出量（t）	34,493	34,337	32,967	32,865	32,439
一t当り原価（円）	43,050	42,702	47,142	47,916	44,065
一人当り原価（円）	15,436	15,270	16,255	16,493	14,999
一世帯当り原価（円）	33,350	32,829	34,779	34,990	31,706
人口（人）	96,196	96,017	95,608	95,475	95,305
世帯	44,525	44,663	44,686	45,005	45,084

※人口，世帯数は10月1日の値

施設整備（建替え）					31,818,951

Ⅰ　ごみ処理総合原価計算書（令和３年度）

区分 / 原価要素	収集部門				中間処理部門			最終処理部門	合計	施設整備
	車両収集	真空収集	委託収集	計	資源化	焼却	計	最終処理		建替え
部門別経費　（円）	302,480,332	140,326,375	177,986,600	620,793,307	138,982,817	611,168,901	750,151,718	58,492,980	1,429,438,005	31,818,951
ごみ排出量　（ｔ）	8,577	2,367	8,757	19,701	5,668	27,269	32,937	4,320	32,439	
一ｔ当り原価　（円）	35,266	59,284	20,325	31,511	24,521	22,413	22,775	13,540	44,065	
一人当り原価　（円）	7,278	9,771	4,519	6,514	1,458	6,413	7,871	614	14,999	
一世帯当り原価（円）	15,414	19,944	9,661	13,770	3,083	13,556	16,639	1,297	31,706	
人口（人）	41,561	14,362	39,382	95,305	95,305	95,305	95,305	95,305	95,305	
世帯	19,624	7,036	18,424	45,084	45,084	45,084	45,084	45,084	45,084	

人口，世帯数は，令和 ３ 年 １０ 月 １ 日 現在

Ⅱ　ごみ処理総合原価算出根拠　（令和３年度）

（円）

区分 / 原価要素			収集部門 車両収集	収集部門 真空収集	収集部門 委託収集	収集部門 計	中間処理部門 資源化	中間処理部門 焼却	中間処理部門 計	最終処理部門 最終処理	合計	施設整備 建替え
人件費	報酬	①	13,982,034			13,982,034	300,400	2,253,188	2,553,588		16,535,622	
	給料	②	110,466,316	5,606,822	※1	116,073,138	18,760,836	4,753,943	23,514,779	※2	139,587,917	9,952,613
	諸手当	③	100,092,719	5,131,157		105,223,876	16,398,856	4,823,426	21,222,282		126,446,158	8,552,253
	共済費	④	45,245,241	2,513,677		47,758,918	5,586,452	2,102,779	7,689,231		55,448,149	4,462,003
	報償費	⑤				0	12,080,460	8,100	12,088,560		12,088,560	
	普通旅費	⑥	1,800	8,640		10,440	5,128	7,400	12,528		22,968	11,382
	特別旅費	⑦				0			0		0	
	費用弁償	⑧	290,050			290,050	5,840	45,600	51,440		341,490	
	計（A）		270,078,160	13,260,296		283,338,456	53,137,972	13,994,436	67,132,408		350,470,864	22,978,251
所要経費	需用費	⑨	17,743,445	3,582,910		21,326,355	9,532,888	4,658,402	14,191,290		35,517,645	
	役務費	⑩	861,157			861,157	4,173,687	868,450	5,042,137		5,903,294	
	委託料	⑪	13,372,942	107,430,069	177,986,600	298,789,611	68,855,058	588,944,706	657,799,764	58,482,980	1,015,072,355	8,840,700
	使用料及び賃借料	⑫	86,028			86,028		395,911	395,911		481,939	
	工事請負費	⑬		15,973,100		15,973,100	3,245,220	1,758,900	5,004,120		20,977,220	
	原材料費					0		6,096	6,096		6,096	
	備品購入費	⑭				0	24,992		24,992		24,992	
	負担金補助・交付金	⑮		80,000		80,000	13,000	253,800	266,800	10,000	356,800	
	補償・補填賠償金	⑯				0			0		0	
	公課費	⑰	338,600			338,600		288,200	288,200		626,800	
	計（B）		32,402,172	127,066,079	177,986,600	337,454,851	85,844,845	597,174,465	683,019,310	58,492,980	1,078,967,141	8,840,700
部門別経費（A)+(B)			302,480,332	140,326,375	177,986,600	620,793,307	138,982,817	611,168,901	750,151,718	58,492,980	1,429,438,005	31,818,951
収集運搬処理量等（t）			収集運搬量				施設ごとの処理量			最終処理量	ごみ排出量	
		⑱	8,577	2,367	8,757	19,701	5,668	27,269	32,937	4,320	32,439	
単位当り直接原価（円/t）		⑲	35,266	59,284	20,325	31,511	24,521	22,413	22,775	13,540	44,065	
1人当り直接原価（円/年）		⑳	7,278	9,771	4,519	6,514	1,458	6,413	7,871	614	14,999	
1世帯当り直接原価（円/年）		㉑	15,414	19,944	9,661	13,770	3,083	13,556	16,639	1,297	31,706	
人口			41,561	14,362	39,382	95,305	95,305	95,305	95,305	95,305	95,305	
世帯			19,624	7,036	18,424	45,084	45,084	45,084	45,084	45,084	45,084	

人口，世帯数は，令和３年１０月１日現在

車両収集⑨　：　需用費 17,743,445円　＝　需用費（ 4,810,818円＋10,906,163円 ）＋　水道料（ 2,026,464円 ）

資源化　⑱　：　施設ごとの処理量 5,668t　＝　ペットボトル（ 229,550kg ）＋　燃やさないごみ（ 2,476,580kg ）＋　再生資源集団回収量（ 2,961,735kg ）

合　計　⑱　：　ごみ排出量 32,439t　＝　ごみ搬入量（ 29,476,870kg ）＋　再生資源集団回収量（ 2,961,735kg ）

※1　車両収集経費に，　委託収集にかかる事務経費を含む。

※2　焼却経費に，最終処理にかかる事務経費を含む。

Ⅳ　部門別処理経費割合の推移（年度別）

項目 ＼ 年度		H29	H30	R元	R2	R3
ごみ排出量（t）		34,493	34,337	32,967	32,865	32,439
一t当り原価（円）		43,050	42,702	47,142	47,916	44,065
部門別						
車両収集	（%）	22.2	23.2	22.0	21.0	21.2
	（円）	329,619,720	340,452,506	341,389,286	330,404,123	302,480,332
真空収集	（%）	15.9	14.2	14.6	15.4	9.8
	（円）	235,982,783	207,764,450	226,765,571	242,214,432	140,326,375
委託収集	（%）	11.2	11.5	11.1	11.3	12.5
	（円）	166,775,760	168,043,572	172,977,980	177,527,240	177,986,600
資源化	（%）	9.5	8.1	8.1	7.7	9.7
	（円）	141,431,775	119,104,746	125,744,948	121,537,386	138,982,817
焼却	（%）	38.0	39.2	40.4	40.8	42.8
	（円）	563,907,148	575,427,138	628,135,852	642,875,491	611,168,901
最終処理	（%）	3.2	3.8	3.8	3.8	4.1
	（円）	47,217,824	55,475,573	59,135,430	60,202,680	58,492,980
合計	（%）	100.0	100.0	100.0	100.0	100.1
	（円）	1,484,935,010	1,466,267,985	1,554,149,067	1,574,761,352	1,429,438,005

施設整備（建替え）	（円）					31,818,951

第５章　　ごみ処理事業

Ⅰ　ごみ処理事業の沿革

明治２２年	精道村誕生　（芦屋・打出・三条・津知の４村合併）　人口３，２８５人
大正　９年	住宅化が進む。　人口１１，１５１人
大正１５年	ごみ収集開始
	村域を国道２号線で２分割し、５日に１回収集　（掃除人４人、大八車４台　２班）
昭和　５年	人口２８，７３１人
昭和　６年	焼却場　（１代目　南宮町）　竣工　３２年間稼働
昭和１５年１１月１０日	芦屋市誕生　（全国で１７３番目）
昭和３４年	不燃物収集開始
昭和３８年　９月	焼却場　（２代目　南宮町）　建替え　１４年間稼働
昭和４５年	同上　能力アップ　４０ｔ/日→６０ｔ/日
昭和５０年	「芦屋浜コンペ」実施→ＡＳＴＭ企業連合の提案が選ばれ、街づくり始まる。
昭和５１年	芦屋浜地区完成
昭和５２年　７月　１日	焼却場　（３代目　浜風町）　建替え　１９年間稼働
昭和５２年　７月　１日	缶圧縮機稼働開始
昭和５４年　４月１８日	パイプライン　（芦屋浜地区）　運転開始
昭和５６年	資源ごみ集団回収報奨金制度開始
昭和５６年１０月	芦屋浜地区　パイプラインによる可燃と不燃の混合収集から缶・ビンの分別収集を開始
平成　元年　３月	芦屋市一般廃棄物処理基本計画（ごみ処理基本計画）の策定
平成　２年１１月　１日	切断機　（アリゲーター式）　稼働開始
平成　２年１２月　１日	市役所庁舎内　古紙回収開始
平成　３年　９月　２日	牛乳パック回収開始　（市内公共施設）
平成　３年　９月１７日	生ごみ堆肥　（コンポスト）　化容器購入助成制度のモニターを実施
平成　４年　４月　１日	生ごみ堆肥　（コンポスト）　化容器購入助成制度開始
平成　４年　４月１６日	ニカド電池回収　（市内公共施設）
平成　４年　６月２４日	焼却場　（４代目　浜風町）　着工
平成　４年　７月２３日	不燃物選別コンベア設置
平成　４年１０月	３分別　（粗大・可燃・不燃）　から５分別収集開始　（不燃ごみを缶・ビン・その他に細分別）
平成　４年１２月　１日	不燃性粗大ごみ破砕機稼働開始
平成　５年１０月	フリーマーケット開始
平成　７年　１月１７日	阪神・淡路大震災により芦屋市の３０年分にあたる震災ごみが発生
平成　７年　３月	芦屋市一般廃棄物処理基本計画（ごみ処理基本計画）の策定
平成　８年　１月	南芦屋浜地区「海に親しむ街づくり」計画策定
平成　８年　１月２４日	第１回　公害防止協定による運営協議会開催　（焼却施設）（継続開催）
平成　８年　３月	焼却場　（４代目　浜風町）　建替え
平成　８年　７月　１日	ごみ搬入手数料改定　１００kg 当たり　２５０円→７００円
平成　８年　９月　１日	粗大ごみ（自転車・家具類）のリユース開始
平成　９年　３月	粗大ごみ（自転車・家具類）リユースフェスタ開催開始
平成１０年　３月	震災復興住宅完成　入居始まる。
平成１０年　３月３１日	可燃性粗大ごみ破砕機稼働開始（新工場）
平成１０年　４月　１日	阪急以北民間委託収集開始
平成１０年　８月	旧パイプライン施設を更新し、南芦屋浜の一部を空気輸送収集開始
平成１１年　４月　１日	資源ごみ集団回収報奨金助成改定　１Kg 当たり　５円→６円
平成１２年　７月　１日	ペットボトル分別収集開始　（６分別収集となる。）
平成１３年　４月　１日	家電製品四品目（冷蔵庫、エアコン、洗濯機、テレビ）を有料処理開始
平成１３年１０月　１日	粗大ごみ（８８品目）を申込制で有料による収集処理開始
〃	公共事業の廃棄物処理手数料の徴収開始
〃	パイプラインによる収集地区の可燃粗大ごみは、毎月第２週の木曜日に別途収集開始
平成１５年　７月	粗大ごみ８８品目から２３２品目に種別を増やす。
平成１５年１０月　１日	家庭用パソコン（メーカー系）の再資源化開始　（ユーザー自主処理）
平成１６年　２月　１日	資源ごみ集団回収報奨金改定　１Kg 当たり　６円→４円
平成１６年　３月	資源ごみ集団回収品目のビンを対象から除外（Ｈ１６．３月分から）

平成１６年　４月　１日	ＪＲ以北民間委託収集開始（楠町一部含む）
〃	廃棄物処理手数料改定　１００kg 当たり　７００円→９００円
〃	家電リサイクルのエアコン、テレビ（ブラウン管）、冷蔵庫、洗濯機に冷凍庫が加わった。
〃	段ボール、雑誌・チラシ類、新聞紙・紙パック分別収集開始　（１２分別収集となる。）
平成１６年　６月２９日	拠点回収の牛乳パック回収箱、空き缶圧縮機、ニカド電池回収箱撤去
平成１６年　７月　１日	メーカー系の家庭用パソコンに加え、自作、倒産メーカーパソコンの再資源化開始
平成１７年　５月	芦屋市一般廃棄物処理基本計画（ごみ処理基本計画）の策定
平成１８年　２月　１日	資源ごみ集団回収報奨金を一つの交付団体につき、年度当たり８０万円の上限設定
〃	当該団体外のものの資源ごみを回収する場合、同意書の提出を必要とした。
〃	回収業者が資源ごみを有償で回収した場合、当該資源ごみに係る報奨金は、交付しない。
平成１８年　４月　１日	計量業務を直営から委託とした。
平成１８年　６月　１日	廃棄物減量等推進審議会条例の制定
平成２０年　３月３１日	生ごみ堆肥（コンポスト）化容器購入助成制度廃止
平成２０年１１月　１日	家電リサイクルのエアコンとテレビ、冷蔵庫・冷凍庫が大きさごとに料金改定になった。
平成２１年　４月　１日	環境処理センター環境マネジメント（ＥＭＳ）開始
〃	従来の家電リサイクル品目に液晶テレビ、プラズマテレビ、衣類乾燥機が加わった。
平成２４年　３月２６日	再生資源（紙類、缶、ビン、ペットボトル）の持ち去りを禁止規定を設けるため「芦屋市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」を改正。（施行日：平成２４年７月１日）
平成２４年　３月	芦屋市一般廃棄物処理基本計画（ごみ処理基本計画）の策定
平成２４年　７月　１日	再生資源の持ち去り防止パトロール開始
平成２４年　７月	資源ごみ集団回収の参加世帯数を２０世帯から１０世帯に変更
平成２５年　４月	ステンレス屑、被覆電線の再資源化開始（環境処理センター搬入分を対象）
平成２５年１０月	高齢者等のごみ出し支援「さわやか収集」開始
平成２６年　６月　５日	第１回芦屋市廃棄物運搬用パイプライン施設検討委員会開催（平成 27 年 3 月 27 日終了）
平成２６年１０月　１日	予約によるごみの持ち込み開始
平成２７年　２月	小型家電の再資源化開始（環境処理センター搬入分を対象）
平成２７年　４月	古着、紙類の再資源化開始（環境処理センター搬入分を対象）
平成２７年　４月　１日	ペットボトル収集を月１回から２回に拡充（第３週水曜に第１週・第５週を加える。）
平成２７年１２月	従来の年末特別収集（１２月２９・３０日）に加えて、１２月３１日の収集を開始
平成２８年　９月１７日	第１回　ゴミパイプライン協議会開催（継続開催）
平成２８年	収集業務管理棟改修工事
平成２９年　３月	芦屋市一般廃棄物処理基本計画（ごみ処理基本計画）の策定 銅、真鍮の再資源化開始（環境処理センター搬入分を対象）
平成３０年１２月	芦屋市廃棄物運搬用パイプライン施設の運用期間を定める条例の制定 （施行日：平成３０年１２月２１日）
令和元年　５月	庁内会議でのペットボトル飲料による飲料提供を廃止
令和元年　９月	焼却施設における水銀対策の実施（排ガスの低温化及び活性炭吹込み）
令和２年４月１日	廃棄物処理手数料改定　１００kg 当たり　９００円→１，０８０円
令和３年４月１日	長期包括的運営業務開始（炉、パイプライン、持込み予約、清掃他）
令和４年　３月	芦屋市一般廃棄物処理基本計画（ごみ処理基本計画）の策定

令和４年３月末時点

Ⅱ　ごみ処理事業の遷移

１　芦屋市の前身旧精道村におけるごみ処理事業

明治２２年、芦屋・打出・三条・津知の４村が合併して精道村が誕生し、人口は３，２８５人であった。その後、大正９年には、住宅化が進み１１，１５１人となり、ごみ処理が当時の村議会でも重大な行政課題となった。

ごみの収集は、大正１５年頃から村域を国道２号線で南北２区に分け、それぞれに掃除人４人、大八車４台を配置して５日に１回の収集が始められた。

当時のごみは、打出字西新田５２番地（現在の西蔵町）で野焼きによって処理されていたが年々増加する塵芥を野焼きといった原始的な方法で処理することにより、周辺農作物への被害・補償問題も起こり、新型焼却炉の建設が急がれることとなった。

その後も人口増加はめざましく、昭和５年には２８，７３１人に達し、昭和６年に待望の１代目焼却場が建設費総額約７万６千円(当時の村歳出計約４５万円)で南宮町に完成した。(３２年間稼動)

２　芦屋市制発足後のごみ処理事業

昭和１５年１１月１０日、全国で１７３番目に芦屋市制が誕生した。その後、２代目の焼却場が、昭和３８年に旧焼却場敷地内に３千２百万円で建設され、処理能力は１日４０ｔであったが、昭和４５年に１日６０ｔに能力アップされた。（１４年間稼動）

この焼却場も老朽化が進んだため、３代目が昭和５２年、現浜風町に約３３億円で１日７５ｔの焼却炉が２基建設された。１９年間稼動し、平成８年３月に４代目の環境処理センターが、１２６億円で建設され、現在に至っている。

４代目の環境処理センターは、１日１１５ｔのごみを焼却する炉を２基備えている。焼却場の建設費は、昭和６年に建設された焼却場は年間村歳出の約１７．３％、平成８年完成の新焼却場は平成５年（震災前）の市歳出約７００億円の１８％、いつの時代にとっても大変な支出であったことがわかる。

３　歴代ごみ焼却施設

１代目焼却場（昭和６年完成）

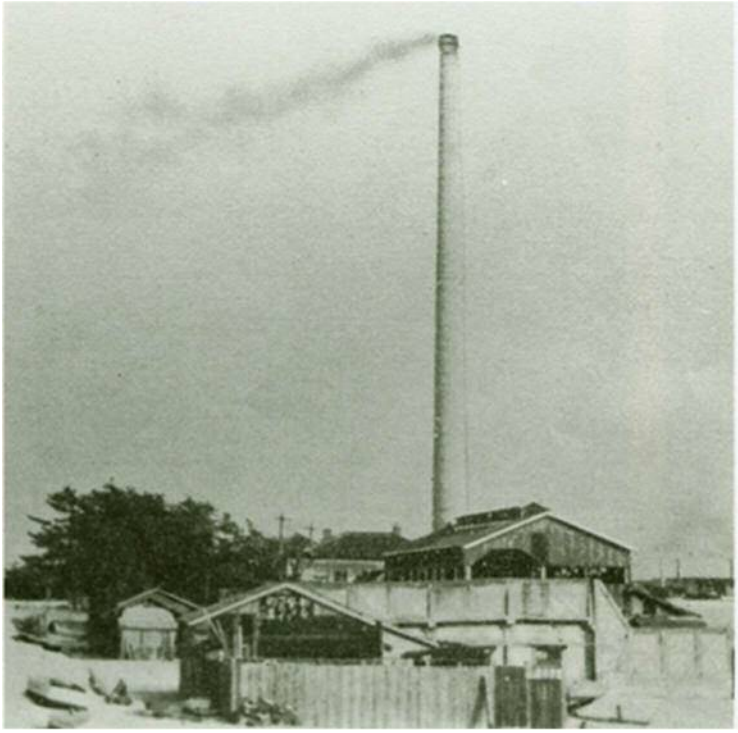

２代目焼却場（昭和３８年完成）

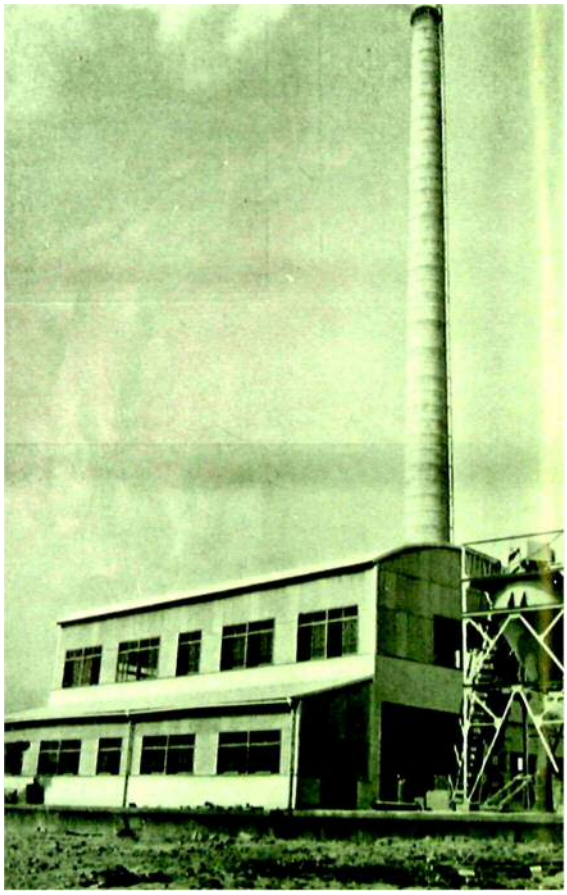

３代目焼却場（昭和５２年完成）

４代目焼却場（平成８年完成：現在稼働中）

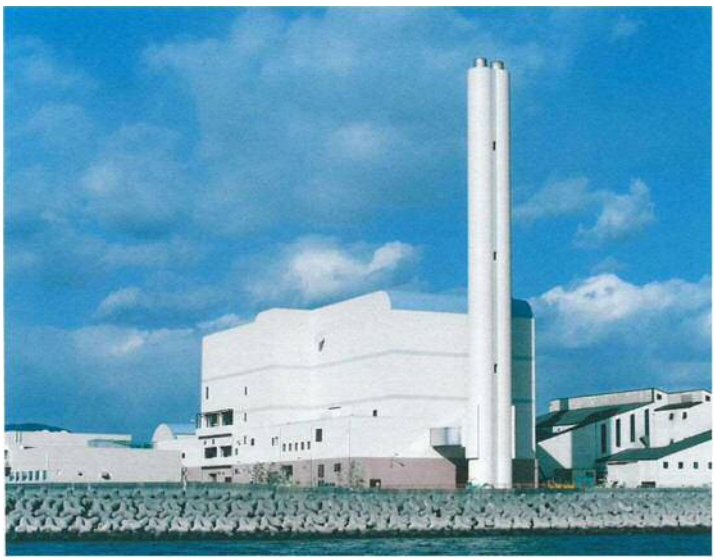

Ⅲ　ごみ処理事業概要

本市は、「小さな大都市・芦屋」をめざし、「誇りと愛着を感じる魅力ある国際文化住宅都市をさらに充実させること。」を基本目標に先駆的な取組を進め、わが国でも有数の住宅都市に発展した。

とりわけ、環境問題に対する市民意識の高まりから、ごみ処理事業の充実は、最も重要な施策のひとつに位置づけている。

芦屋浜及び南芦屋浜の一部区域以外の一般家庭から排出された一般廃棄物は、ごみ収集車で市直営と委託により収集される。事業所・商店から排出される一般廃棄物は、許可業者又は排出者が直接、環境処理センターに搬入している。芦屋浜及び南芦屋浜の一部区域から排出される一般廃棄物（燃やすごみの一部）は、廃棄物運搬用パイプライン施設（空気輸送システム）で計画的に環境処理センターに輸送されてくる。その後、搬入された一般廃棄物は選別・破砕・焼却などの中間処理を行い、焼却残渣は大阪湾フェニックスにおいて最終処分される。

平成７年度にごみ質の多様化と公害防止の社会要請により、焼却施設の更新を行い安定処理を行っているが、資源化施設も含め安定した処理を継続的に行っていくため、計画的な施設整備が必要である。

また、本市のごみ排出量は減少傾向にあるが、全国の実績値と比べると高い値で推移している。今後とも、ごみ減量化の意識啓発を高め、排出量の抑制を図るべく、市民の協力を得ながら積極的に減量化に取り組む必要がある。

Ⅳ　収集・運搬

１　事業概要

本市では、ごみをより衛生的・効率的に収集するため、ごみ収集車及び廃棄物搬用パイプラインシステムでの収集を実施している。ごみ収集車での収集は、ＪＲ以北（楠町含む）地域を委託収集し、ＪＲ以南地域（芦屋浜・南芦屋浜地域一部、詳細は４番「収集区分・回数・方法及び廃棄物搬入先」参照）を市直営で収集している。

また、昭和５１年芦屋浜地域の完成に合わせて、自然と人の調和のとれた快適な環境づくりを目指し、廃棄物運搬用パイプライン施設が全国に先駆け厚生省パイロット事業に採択され、国庫補助事業として建設し、昭和５４年の入居と同時に供用開始した。

平成４年１０月に、それまでの粗大ごみ・可燃ごみ・不燃ごみの３分別収集から、不燃ごみを缶・ビン・その他に細分別し、５分別収集を実施した。平成１０年度には、復興住宅を含む南芦屋浜地域の一部もこのパイプラインシステムで収集している。平成１２年７月からペットボトルの分別収集を実施し、平成１６年４月から紙資源の行政回収を実施した。現在では、「燃やすごみ」・「段ボール」・「雑誌・チラシ・その他紙類」・「新聞紙」・「紙パック」・「ペットボトル」・「ビン」・「缶」・「その他燃やさないごみ」・「粗大ごみ」・「一時多量ごみ」・「植木剪定ごみ」の１２分別収集となっている。

（１）　ごみの種類と収集の概略

ごみの種類と収集回数			収集地域	収集区分	収集方法
燃やすごみ	週２回		ＪＲ以南（楠町を除く）～防潮堤線（臨港線）以北、芦屋浜（高浜町 1.10～20）、南芦屋浜（陽光町 8･20、海洋町 8～14、南浜町 10～18、涼風町）	市直営	ステーション方式
			ＪＲ以北、楠町	委託	ステーション方式
	随時		芦屋浜（新浜町、浜風町、高浜町 2～9、若葉町、緑町、潮見町）、南芦屋浜（陽光町 1～7、海洋町 1～7、南浜町 1～9）	市直営	パイプライン輸送
	月１回（パイプラインに投入できないもの）		芦屋浜（新浜町、浜風町、緑町、潮見町）、南芦屋浜（陽光町 8･20）	市直営	ステーション方式
			芦屋浜（高浜町 2～9、若葉町）、南芦屋浜（陽光町 1～7、海洋町 1～7、南浜町 1～9）	委託	
燃やさないごみ	缶	第３週	ＪＲ以南（楠町を除く）～防潮堤線（臨港線）以北	市直営	ステーション方式
			ＪＲ以北、楠町	委託	
			芦屋浜（新浜町、浜風町、高浜町 1.10～20、緑町、潮見町）、南芦屋浜（陽光町 8･20、海洋町 8～14、南浜町 10～18、涼風町）	市直営	
			芦屋浜（高浜町 7 の一部）、南芦屋浜（陽光町 1～7、海洋町 1～7、南浜町 1～9）	委託	
		毎週	芦屋浜（高浜町 2～9、若葉町）	委託	
	ビン	第１・５・６週	ＪＲ以南（楠町を除く）～防潮堤線（臨港線）以北	市直営	ステーション方式
			ＪＲ以北、楠町	委託	
			芦屋浜（新浜町、浜風町（5～8 を除く）、高浜町 1.10～20、緑町（1・3・4 を除く）、潮見町）、南芦屋浜（陽光町 8･20、海洋町 8～14、南浜町 10～18、涼風町）	市直営	
			芦屋浜（高浜町 7 の一部）、南芦屋浜(陽光町 1～7、南浜町 1～9、海洋町 1～7)	委託	
		毎週	芦屋浜（浜風町 5～8、高浜町 2～9、若葉町、緑町 1・3・4）	委託	
	その他	第２・４週	ＪＲ以南（楠町を除く）～防潮堤線（臨港線）以北	市直営	ステーション方式
			ＪＲ以北、楠町	委託	
			芦屋浜（新浜町、浜風町、高浜町 1.10～20、緑町、潮見町）、南芦屋浜（陽光町 8･20、海洋町 8～14、南浜町 10～18、涼風町）	市直営	
			芦屋浜（高浜町 2～9、若葉町）、南芦屋浜（陽光町 1～7、海洋町 1～7、南浜町 1～9）	委託	

紙資源等	段ボール	第１・５週の水曜日	全市域	ＪＲ以北（楠町を含む）、芦屋浜（高浜町 2～9、若葉町）、南芦屋浜（陽光町 1～7、南浜町 1～9）は委託 ＪＲ以南（楠町を除く）、芦屋浜（高浜町 1.10～20、浜風町、新浜町、緑町、潮見町）、南芦屋浜（陽光町 8-20、海洋町 8～14、南浜町 10～18、涼風町）は市直営	ステーション方式
	雑誌・チラシ等	第２週の水曜日	全市域		
	ペットボトル	第３週の水曜日及び第１・５・６週	全市域（高浜町 2～9、若葉町を除く）		
		第１・３・４・５週の木曜日	高浜町 2～9、若葉町		
	新聞紙・紙パック	第４週の水曜日	全市域		
粗大ごみ		有料申込制	全市域	市直営	戸別収集
一時多量ごみ					
植木剪定ごみ					
さわやか収集		無料申込制			
事業所が排出するごみ		随時	全市域	一般廃棄物収集運搬業者	戸別収集
市の収集方法によらない一般家庭排出ごみ			全市域		

（２）収集事業課保有車両（令和３年４月１日現在）

車　　種	用　　途	台　数
回転板式塵芥車　ディーゼル車（2 トン）	家庭ごみ	10 台
回転板式塵芥車　天然ガス車（2 トン）		0 台
圧縮板式塵芥車　ディーゼル車（2 トン）	特別清掃ごみ	2 台
リフト車（2 トン）	粗大ごみ、家庭ごみ	4 台
軽　自　動　車	連 絡 用・管 理 用	3 台
合　　計		１９ 台

（３）　粗大ごみ・一時多量・植木剪定ごみ処理件数（年度別）

年度／種別	Ｈ２９	Ｈ３０	Ｒ元	Ｒ２	Ｒ３
粗大ごみ	12,145	12,685	12,526	13,876	13,288
一時多量ごみ	319	377	292	322	251
植木剪定ごみ	91	56	65	87	77

(4) パイプライン施設概要（施設導入の経過等）

芦屋浜埋立地域は、自然との調和、都市機能の充実と安全への十分な配慮、文化的で健康的・快適な住環境、品位と風格と個性の創出を基本テーマとして計画され建設に取り組んだ面積 125ha、計画戸数 5,700 戸、人口 20,000 人の新しいまちで、その基本的な土地利用計画として公共公益施設を計画的･先行的に整備することであった。

その中で地域の高層住宅ゾーンは、市街地住宅団地における住宅等の工業化を促進し、良質な高層住宅のコストダウンを図るために、「良質で適正価格の高層住宅の開発」と「高層住宅における良好な住環境の整備」をテーマに「芦屋浜コンペ」が実施された。

このコンペの結果 ASTM 企業連合の提案が選ばれ、街づくりは昭和 50 年に始まった。

コンペ提案は、廃棄物運搬用パイプラインシステムを高層住宅地区に限り対象としていた。

しかしながら、パイプラインシステムの基本計画、基本設計を進めるなかで、テストプラントでの実験を行い、その技術的信頼度、経済性、環境改善等の効果が十分に期待できるものと判断して、芦屋浜地域全域を対象としてパイプラインシステムを採用する方針が決定された。

管径 500ｍｍの輸送管延長 12ｋｍ、地区投入施設 100 個所、3 台×560ｋｗ（設置時）のブロアなど収集センター施設とローカル施設とで構成される収集量 27．5㌧／日の施設が計画され、昭和 54 年 4 月から運転を開始した。

さらに南芦屋浜地域が「海に親しむ街づくり」を目標に開発面積 125.5ha、人口約 9,000 人、住宅戸数約 3,000 戸として計画され､平成 8 年 1 月に策定された土地利用基本計画に基づく震災復興住宅も平成 10 年 3 月に完成し入居が始まった。

収集センター施設は、南芦屋浜地域の計画に合わせ昭和 54 年に建設された旧収集センターを更新し、平成 10 年 8 月から新たに収集運転に入っている。

この南芦屋浜地域においては、芦屋浜地域のこれまでの実績等を考慮しパイプラインシステムの導入を決定し、地区開発計画に合わせ施設整備を進めてきたが、昨今の社会経済情勢の変化等により南芦屋浜地域のまちづくり計画が大幅に遅れ、継続して事業整備を進められない状況となり、平成 14 年度事業から中断している。

パイプライン施設は、地区投入施設から環境処理センターまでを直径 500ｍｍの輸送管で結び、収集センター施設のブロワによって輸送管内に搬送用空気流を発生させ、地区投入施設に一時貯留された廃棄物を順次空気流に乗せて収集センター施設まで運搬するものである。

運搬された廃棄物は、収集センター施設内の分離機、貯留排出機、排出コンベアを経て焼却炉棟ごみピットに直接投入される。一方、搬送用空気は、防塵機、脱臭装置を経て大気中に放出される。

なお、パイプライン施設に投入できるごみは、燃やすごみの一部となっており、投入できない燃やすごみや燃やさないごみ等は、車両による収集をしている。

平成 30 年 12 月 21 日に芦屋市廃棄物運搬用パイプライン施設の運用期間を定める条例を制定し､施設の運用期間を芦屋浜区域は令和 20 年 3 月 31 日までを限度に、南芦屋浜区域は令和 32 年 3 月 31 日までを限度とした。

地区投入施設（地上投入口）

(5) パイプライン施設・設備全体概要

ア　パイプライン施設・設備全体概要

【パイプライン施設概要】

施設名称	芦屋市廃棄物運搬用パイプライン施設
所在地	芦屋市浜風・新浜・高浜・若葉・緑・潮見・陽光・海洋・南浜町地内
対象エリア	芦屋浜地区　125ｈａ　南芦屋浜地区　125.5ｈａの一部
系統	芦屋浜地区　2系統　南芦屋浜地区　2系統
設計収集量	29.0トン／日
稼動開始	芦屋浜地区施設　昭和54年4月　南芦屋浜地区施設　平成10年8月
更新設備	収集センター施設　平成10年8月

【パイプライン設備概要】

収集センター施設	運搬施設	輸送用ブロワ	3基	282m³／min×650KW -5,835mmAq（吸込）300mmAq（吐出）
		中央監視制御装置	1式	監視制御用コンピュータ(2台)･業務用コンピュータ(3台) 信号伝送装置及びローカルネットワーク
	分離施設	ごみ分離機	2基	サイクロン形（スクリーン付） 処理ごみ量　常時　16トン／日 最大　29トン／日
		貯留排出装置	2基	回転ドラム形　壁内負圧形φ3,000×約17,000L 貯留容量　70 m³
		排出コンベア	1基	ベルトコンベア　排出能力　8m³／min
		電気設備	1式	制御盤・動力盤
	脱臭・吸音防じん等に必要な施設	脱臭装置	2基	活性炭吸着式横型フィンチューブ冷却器付
		集塵装置	2基	バグフィルター式φ3,100×7,510H　面積175 m²
		圧空装置	2基	空気圧縮機　圧力開閉器式圧力カウンター体形 アフタクーラ　水冷式ライン形 エアドライヤ　冷凍式
芦屋浜地区施設	運搬施設	遮断弁	15基	自動　11基　手動　4基
		輸送管	1式	鋼管　φ500mm 配管延長　12,000m 最遠距離　2,200m
		点検口	92箇所	鋼製
	投入施設	投入口	181箇所	ダストシュート　83箇所（管理：各施設所有者） 地上投入口　98箇所
		貯留施設	99箇所	水平形排出弁　66箇所 貯留排出機（スクリュウ型）　33箇所
南芦屋浜地区施設	運搬施設	遮断弁	5基	
		輸送管	1式	鋼管　φ500mm 配管延長　7,600m 最遠距離　2,400m
		点検口	63箇所	鋼製
	投入施設	投入口	161箇所	ダストシュート　132箇所（管理：各施設所有者） 地上投入口　29箇所
		貯留施設	31箇所	貯留ドラム　1.0 m³　13箇所 〃　1.5 m³　2箇所 〃　3.0 m³　16箇所

イ 廃棄物運搬用パイプラインの流れ

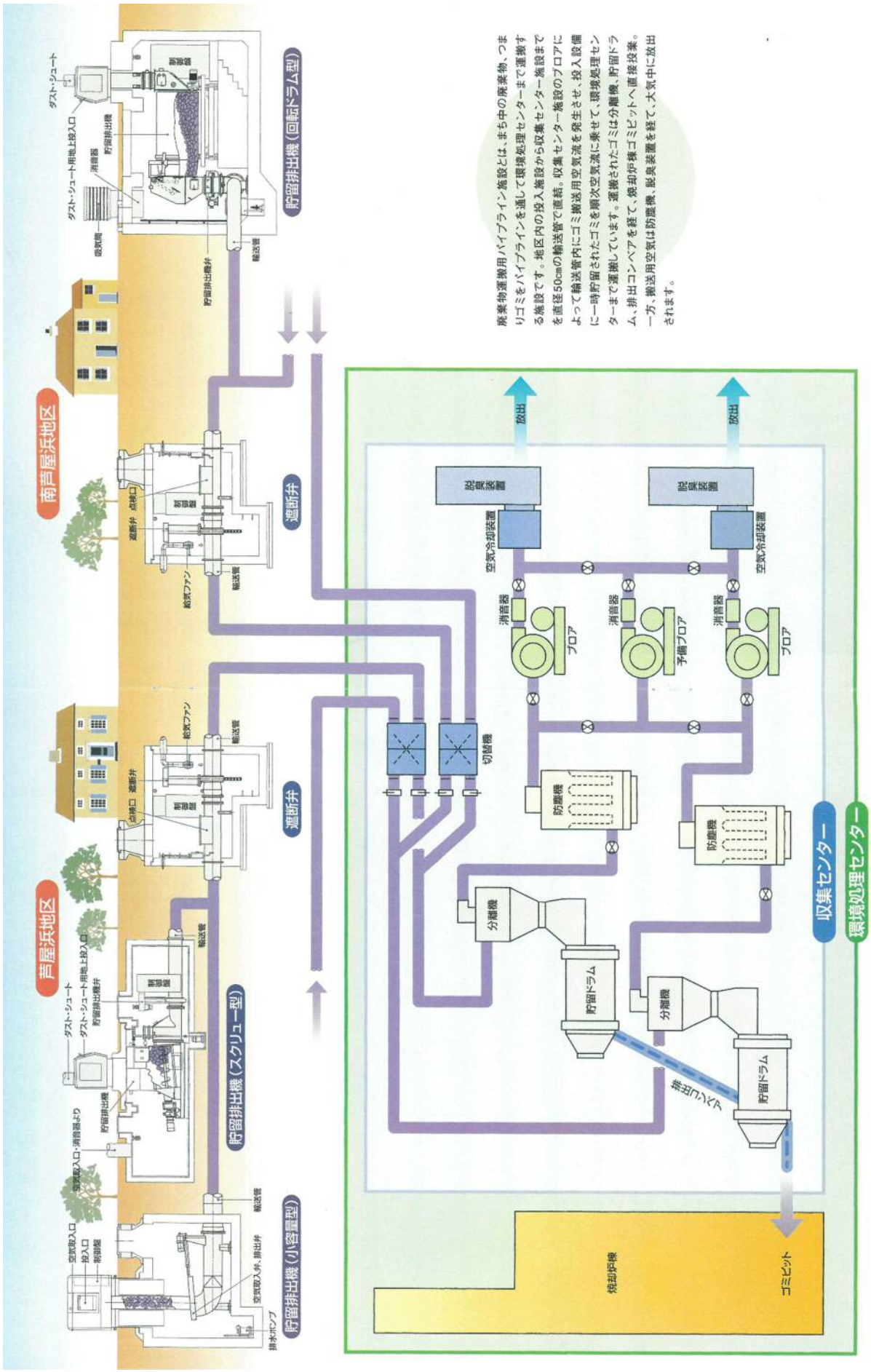

ウ 芦屋浜地区と南芦屋浜地区管路図

Ⅴ　ごみ処理施設

１　事業概要

本市のごみ焼却施設は、平成８年３月にごみ質の多様化と公害防止の社会要請から旧ごみ焼却施設を更新し、稼働している。ごみ焼却施設の管理部門は市直営で行い、運転管理を民間委託している。

現在のごみ焼却施設は、ごみの完全焼却・公害防止・余熱の有効利用・自動化と省力化した施設となっている。

また、施設建設に際し、地元自治連合会と公害防止協定を締結し、地元代表者１４人以内・市職員５人以内で構成する運営協議会を設置し、各種測定結果や運転状況を公表している。

不燃物等の処理については、民間委託を行い、旧ごみ焼却施設の一部を使用し資源化物の回収を行っている。

２　ごみ処理施設概要

（１）ごみ焼却施設設備概要

【施 設 概 要】

施　設　名　称	芦屋市環境処理センター
所　　在　　地	芦屋市浜風町３１－１
敷　地　面　積	２３，６９７．５３㎡
総　事　業　費	約１２６億円（ごみ焼却施設）
工　　期	平成４年６月～平成８年２月
設 計 施 工 者	日本鋼管（株）

【設 備 概 要】

受入供給設備	ごみピット（４，０５８m3）
焼　却　設　備	ＮＫＫ－フェルント式／ＤＧ型 全 連 続 燃 焼 式 焼 却 炉 ２３０ｔ／日（１１５ｔ／日×２炉）
燃焼ガス冷却設備	ガス冷却室（水 噴 射 式）
排ガス処理設備	ろ過式集じん器（乾式バグフィルタ） 有害除去装置　（消石灰吹込式・活性炭吹込式） 減温装置（水噴射式ガス冷却装置） 脱硝装置（触媒脱硝式）
排水処理設備	ごみピット汚水処理装置（炉内蒸発酸化方式） プラント排水処理設備（凝集沈殿処理方式）
余熱利用設備	温水発生器（多管式熱交換器）
通　風　方　式	強制平衡通風
破　砕　設　備 （平成 10 年 3 月 31 日稼働）	型　　式 … 二軸剪断式破砕機　ＮＳ－５５２ＳＫ 処理能力　… １０ｔ／５ｈ　　破砕寸法　２００mm以下

	項　　目	基　準　値	法　規　制　値
排　ガ　ス　基　準	ばいじん量	0.02g/Nm^{3}以下	0.08g/Nm^{3}以下
	硫黄酸化物	20ppm 以下	K=1.17(150ppm 以下)
	塩化水素	25ppm 以下	700mg/Nm^3(430ppm)以下
	窒素酸化物	60ppm 以下	250ppm 以下
	全水銀	－	50 μg/Nm^{3}以下

※大気汚染防止法の改正により、H30.4.1 から全水銀が追加になった。

【建 物 概 要】

建　築　構　造	鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造 地下１階　　地上４階建
建　築　面　積	２，８３９．２１㎡
延　床　面　積	６，４３６．２５㎡
煙　　突	鉄筋コンクリート製矩形クローバ形、地上高５９ｍ

（２）ごみ焼却施設のしくみ

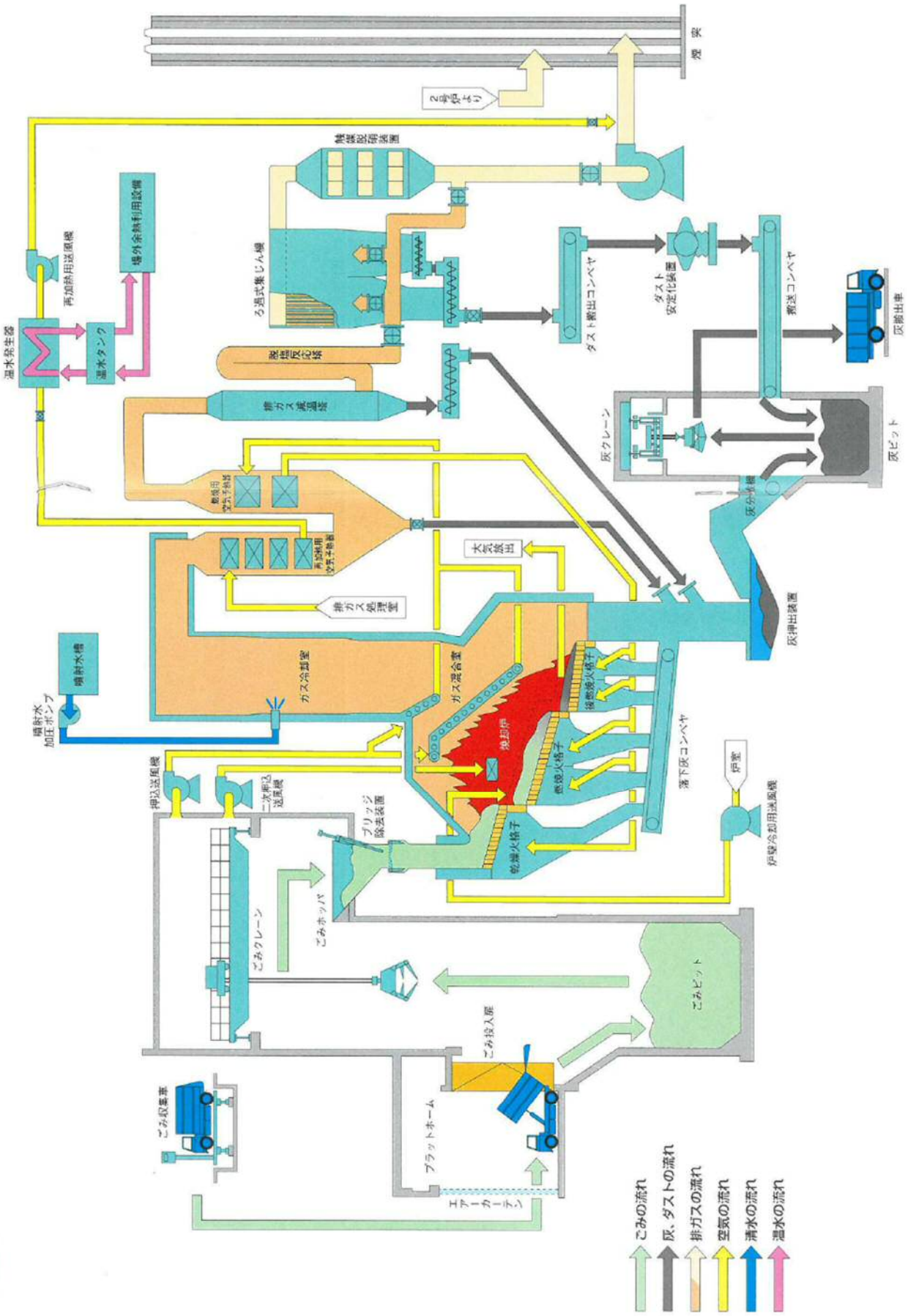

（３）　資源化施設概要（不燃物処理等）

【施設概要】

不燃物処理施設	缶　圧　縮　設　備	稼　働　日 … 昭和５２年　７月１日 型　　式 … カンスクイザー　ＫＣ１０－Ｄ３ 処理能力　… １０ｔ／８ｈ
	切　断　設　備	稼　働　日 … 平成２年１１月　１日 型　　式 … アリゲーター式切断機 スバルジャーＨＳ－１５０１ 切　断　力 … 刃元７４ｔ、刃先１３ｔ
	破　砕　設　備	不燃性粗大ごみ用 稼　働　日 … 平成４年１２月１日 型　　式 … 二軸剪断式破砕機　ＮＳ－４５２Ｓ 処 理 能 力 … ５～８ｔ／ｈ 破砕寸法　３００mm以下
	選　別　設　備	ビン、缶選別用（供給コンベア＋選別コンベア） 稼　働　日 … 平成４年７月２３日 速　　度 … ３．８～１５ｍ／分
ペットボトル減容施設		稼　働　日 … 平成１２年７月１日 （一部更新：平成２８年１２月２２日） 型　　式 … 油圧　圧縮梱包式 処 理 能 力 …３００ｋｇ／ｈ

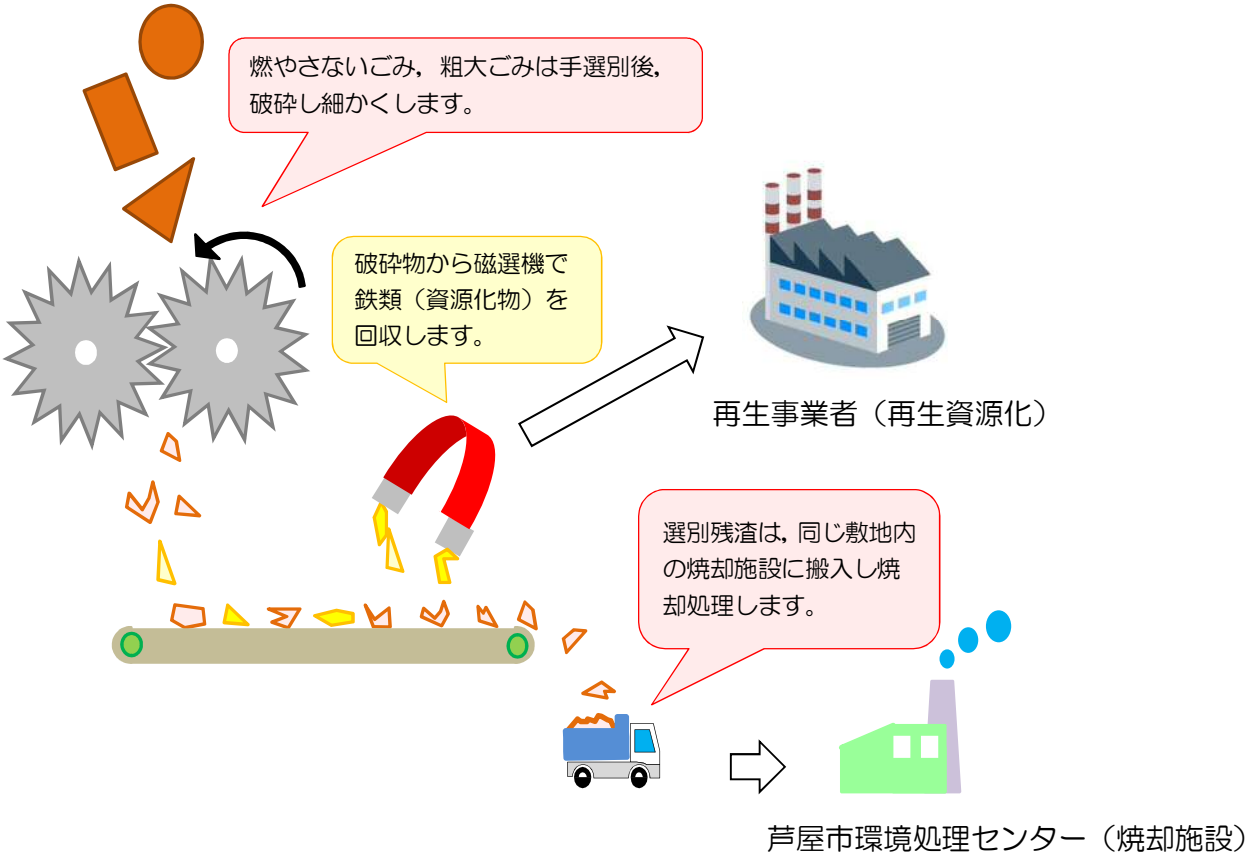

３　環境処理センターごみ搬入量及び処理量の推移（年度別）

（１）ごみ搬入量

（ｔ）

		年　度	Ｈ２９	Ｈ３０	Ｒ元	Ｒ２	Ｒ３
燃やすごみ	収集ごみ	直　営	7,047	7,011	6,962	7,030	6,931
		パイプライン	2,438	2,354	2,152	2,242	2,367
		委　託	7,433	7,367	7,215	7,319	7,165
	植木剪定ごみ	直　営	54	44	44	36	57
	持込ごみ	許　可	6,126	6,163	6,026	5,615	5,661
		自　己	4,235	4,300	3,724	3,611	3,640
	計		27,333	27,239	26,123	25,853	25,821
紙資源等	紙資源	直　営	383	338	311	337	323
		委　託	612	612	596	667	627
	ペットボトル	直　営	101	112	114	126	123
		委　託	81	90	96	109	106
	計		1,177	1,152	1,117	1,238	1,180
燃やさないごみ	収集ごみ	直　営	736	758	718	797	744
		委　託	816	827	807	938	858
	粗大ごみ	直　営	295	309	302	320	305
	一時多量ごみ	直　営	190	193	170	132	94
	持込ごみ	許　可	105	112	126	126	137
		自　己	259	266	272	386	338
	計		2,401	2,465	2,395	2,700	2,477
合　計			30,911	30,856	29,635	29,791	29,477

※平成２９年度から、植木剪定ごみは、一時多量ごみと分けた。

●収集・持込別ごみ搬入量

（ｔ）

パイプライン収集	2,438	2,354	2,152	2,242	2,367
直営車両収集	8,806	8,764	8,622	8,778	8,577
委託車両収集	8,942	8,897	8,713	9,033	8,757
許可業者持込	6,231	6,275	6,151	5,741	5,797
自己搬入者持込	4,494	4,566	3,997	3,997	3,978
計	30,911	30,856	29,635	29,791	29,477

（２）ごみ処理量

（ｔ）

再生資源量	紙資源　（収集分）	995	950	907	1,004	950
	紙資源等（場内分）	79	79	79	89	84
	ペットボトル	157	158	169	179	185
	金属類等（ビン，缶，金属類）	748	836	820	948	911
	小型家電	89	91	76	86	77
	計	2,068	2,114	2,052	2,306	2,207

焼却処理量	28,842	28,741	27,583	27,485	27,269

焼却灰等	埋立　（焼却灰，ばいじん処理物）	4,633	4,511	4,337	4,344	4,292
	再生資源化　（焼却灰）	10	10	17	17	28
	計	4,643	4,521	4,354	4,361	4,320

（ｇ）

１人１日当たり処理量	880	880	847	855	847

※環境処理センターでのごみ処理量のため、集団回収を含まない。

（人）

人口　１０/１	96,196	96,017	95,608	95,475	95,305

4　ごみ処理フロー　（令和３年度）

(1)　ごみ全体のフロー

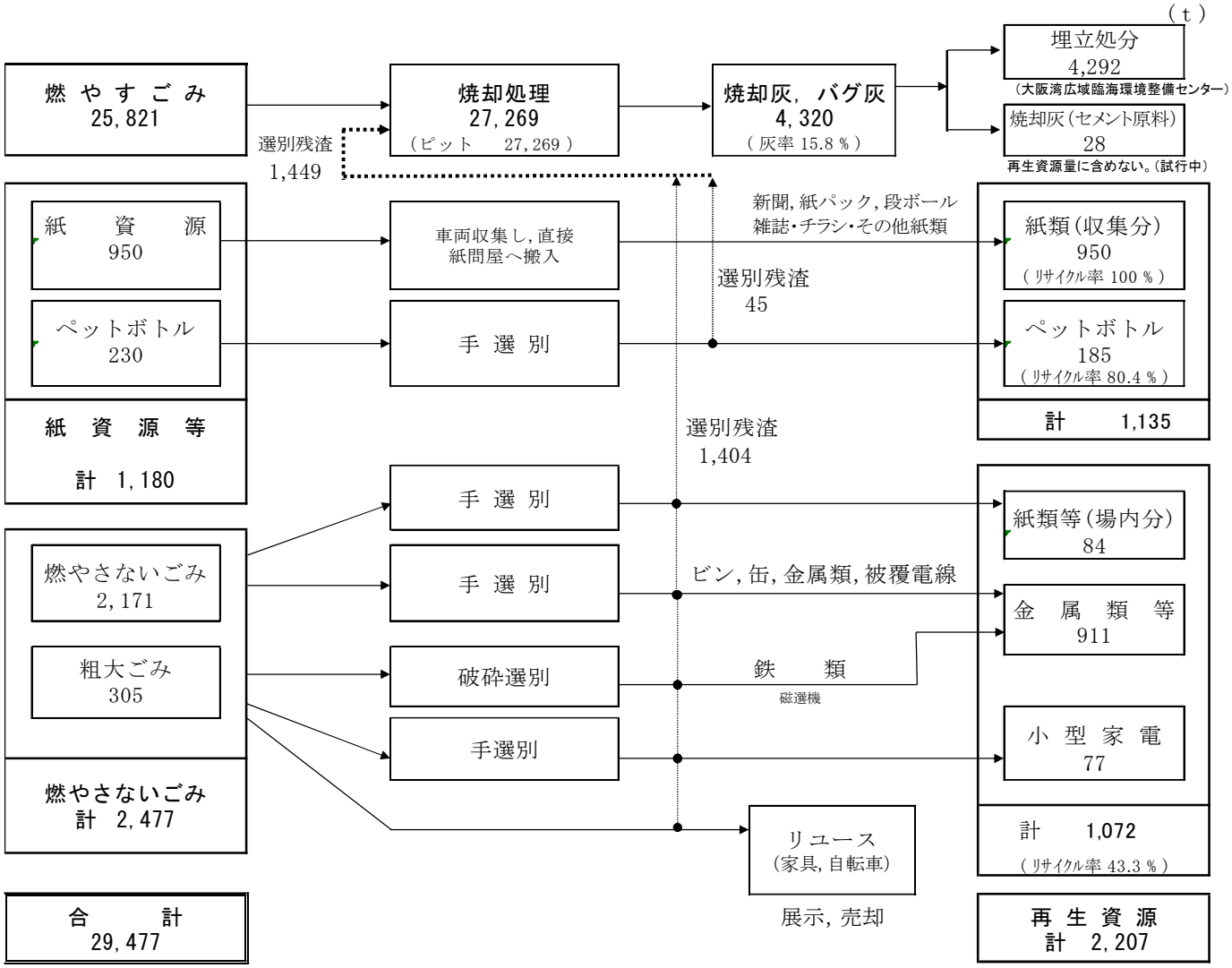

※個々に小数点以下を四捨五入しているため、合計が合わない場合があります。

（２）燃やさないごみ・粗大ごみ再資源化フロー

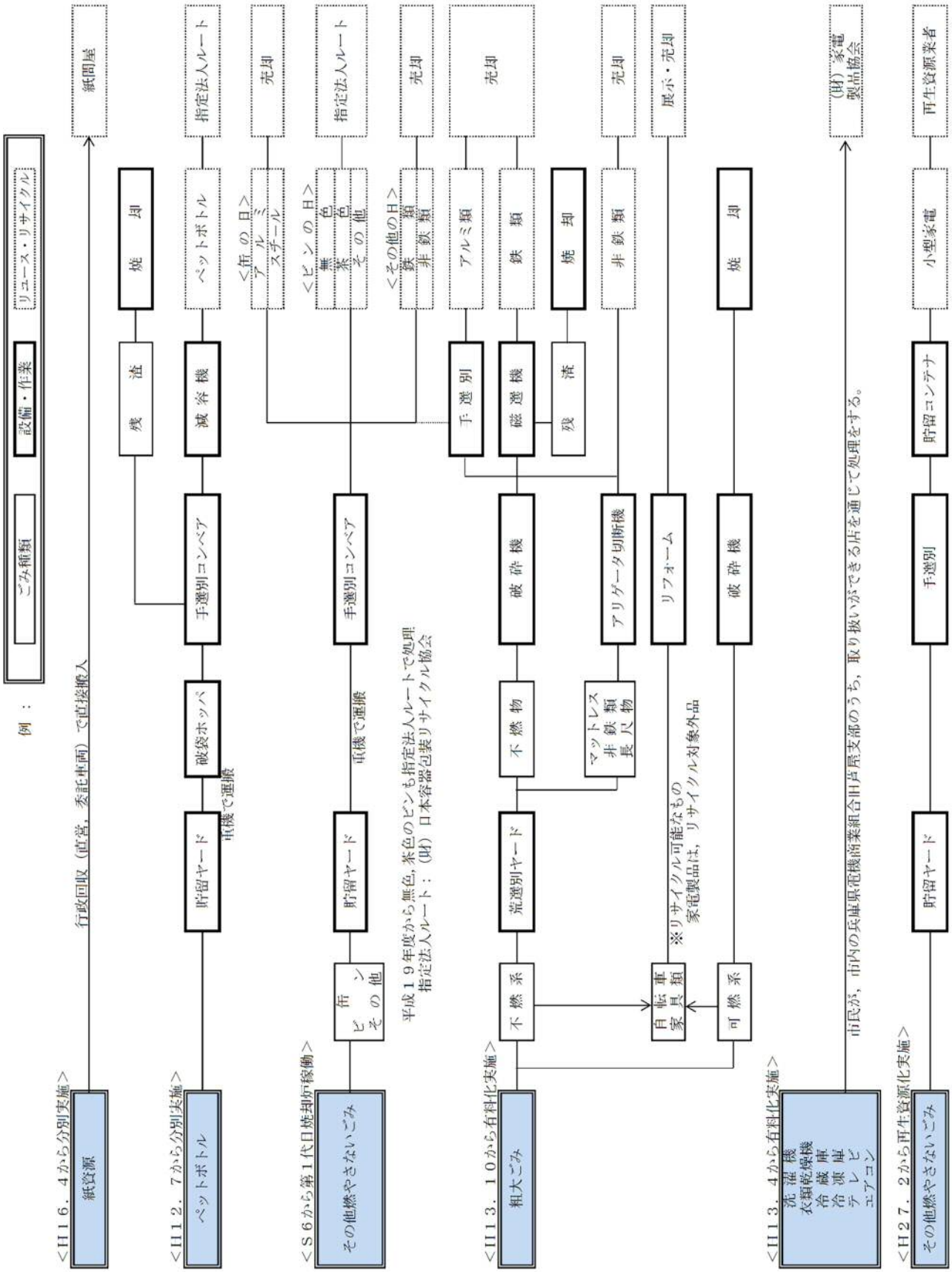

５　ごみ質組成分析

（１）燃やすごみ

ア　燃やすごみ組成の推移（年平均値・年度別）　（乾き）

区分			Ｈ２９	Ｈ３０	Ｒ元	Ｒ２	Ｒ３
種類別組成	紙・布類	%	38.23	47.45	43.36	39.39	46.06
	合成樹脂類	%	29.97	36.79	30.83	29.06	28.68
	塩ビ類	%	0.18	0.00	0.00	0.00	0.00
	木・竹・わら類	%	23.37	7.03	14.84	13.55	19.01
	ちゅう芥類	%	3.41	2.92	6.69	4.43	1.84
	不燃物	%	3.78	3.99	3.69	8.76	2.51
	その他雑物	%	1.06	1.82	0.60	4.81	1.90
単位体積重量		kg／m^3	115	108	110	124	116
低位発熱量		J／g	9,238	9,635	9,930	9,363	9,433
三成分	水　分	%	38.54	36.98	35.29	35.00	38.91
	灰　分	%	7.27	7.01	7.30	10.60	5.77
	可燃分	%	54.19	56.01	57.42	54.41	55.32

イ　燃やすごみの組成割合（令和３年度）　（乾き）

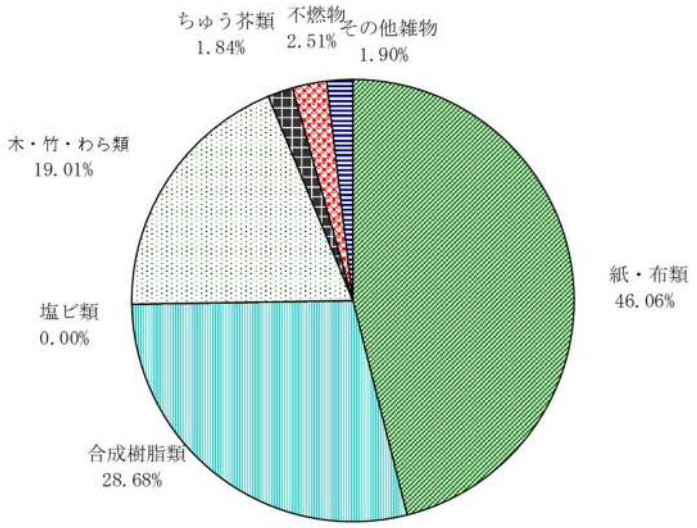

ウ　燃やすごみ組成の推移（年度別）　（乾き）

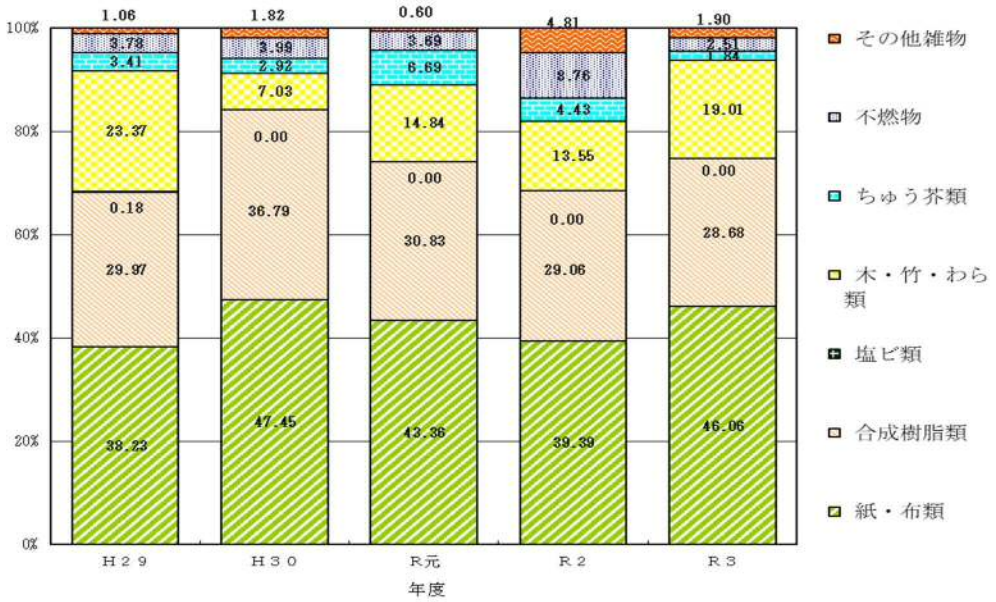

（２）燃やさないごみ

ア　燃やさないごみ組成の推移（年度別）

燃やさないごみ（缶・ビン・その他）の組成分析値　　単位：重量%(カサ比重は kg/m³)

収集区分	収集対象	組成分類	H29	H30	R元	R2	R3	平均
缶の日		紙　類	18.48	0.44	0.17	0.42	0.43	3.99
		布　類	0.42	0.00	0.00	0.00	0.00	0.08
	○	缶　類	67.84	79.31	79.38	90.88	86.79	80.85
		金属類(缶以外)	5.18	11.77	15.75	3.86	8.14	8.94
		ビン類	1.13	3.54	0.17	0.85	1.26	1.39
		ガラス類(ビン以外)	0.00	0.37	0.12	0.25	0.00	0.15
		陶器類	0.00	0.65	0.21	0.00	0.00	0.17
		プラスチック類	6.07	3.11	3.19	2.74	2.90	3.60
		ペットボトル	0.85	0.59	0.31	0.51	0.45	0.54
		雑物・その他	0.03	0.22	0.70	0.49	0.03	0.29
		カサ比重	56	49	62	52	37	51
ビンの日		紙　類	0.25	0.33	0.59	0.40	0.24	0.36
		布　類	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
		缶　類	0.00	0.02	0.03	0.01	0.02	0.02
		金属類(缶以外)	0.18	0.53	0.22	0.07	0.08	0.22
	○	ビン類	84.10	84.11	94.25	68.63	82.93	82.80
		ガラス類(ビン以外)	12.96	11.74	4.47	29.86	15.26	14.86
		陶器類	0.30	0.77	0.09	0.05	0.55	0.35
		プラスチック類	1.09	1.73	0.22	0.86	0.86	0.95
		ﾍﾟｯﾄﾎﾞﾄﾙ(ﾋﾞﾝに混合)	0.27	0.27	0.08	0.12	0.06	0.16
		雑物・その他	0.85	0.50	0.05	0.00	0.00	0.28
		カサ比重	313	271	278	329	294	297
その他の日		紙　類	1.55	10.52	3.60	4.10	3.67	4.69
		布　類	0.00	2.08	0.00	1.30	0.43	0.76
		缶　類	1.09	0.48	1.35	1.06	0.83	0.96
	○	金属類(缶以外)	22.83	27.85	19.92	17.26	23.15	22.21
		ビン類	2.92	0.42	3.44	2.94	0.66	2.08
	○	ガラス類(ビン以外)	6.26	6.20	6.57	8.23	5.75	6.60
	○	陶器類	19.32	17.14	9.58	16.16	12.29	14.90
		プラスチック類	2.02	12.38	12.44	14.55	26.23	13.52
		ペットボトル	19.49	0.07	0.45	0.30	0.11	4.08
	○	雑物・その他	24.52	22.86	42.65	34.10	26.88	30.20
		カサ比重	169	153	160	131	149	152

イ　燃やさないごみ組成の推移（年度別平均値）

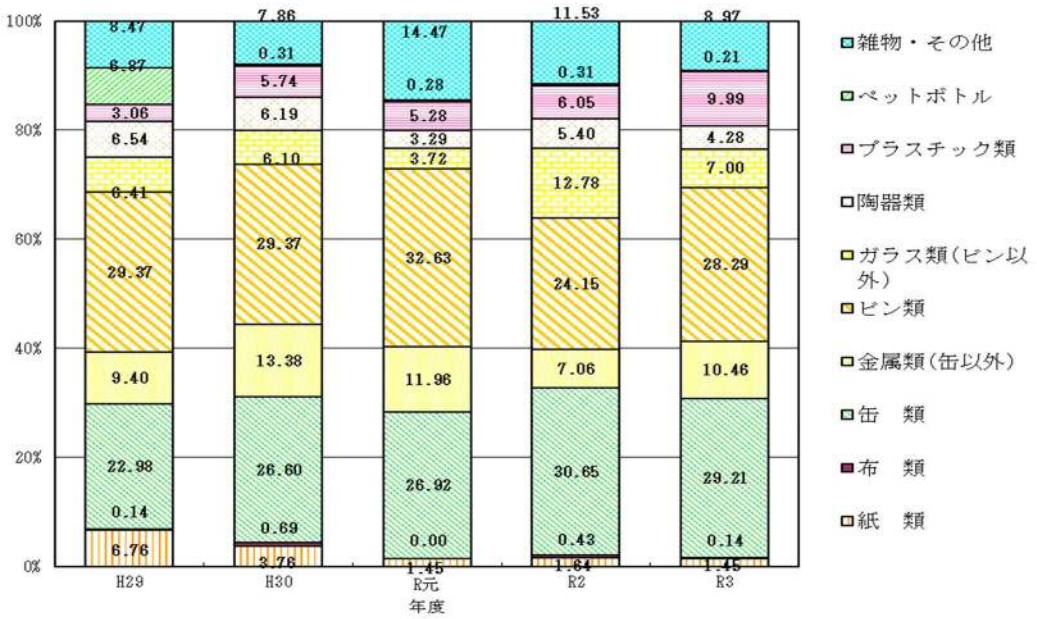

ウ　燃やさないごみ収集別カサ比重の推移（年度別）

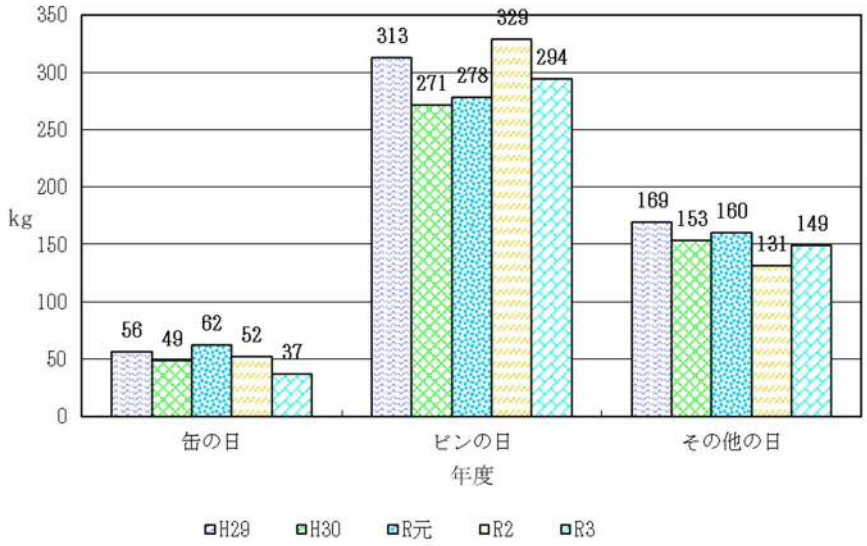

エ　燃やさないごみ分別率の推移（年度別）

単位：重量%

収集区分	収集対象	H29	H30	R元	R2	R3
缶の日	スチール缶・アルミ缶類	67.84	79.31	79.38	90.88	86.79
ビンの日	ジュース・調味料等のビン類	84.10	84.11	94.25	68.63	82.93
その他の日	ガラス・金属・陶器・その他	72.93	74.05	78.72	75.75	68.07

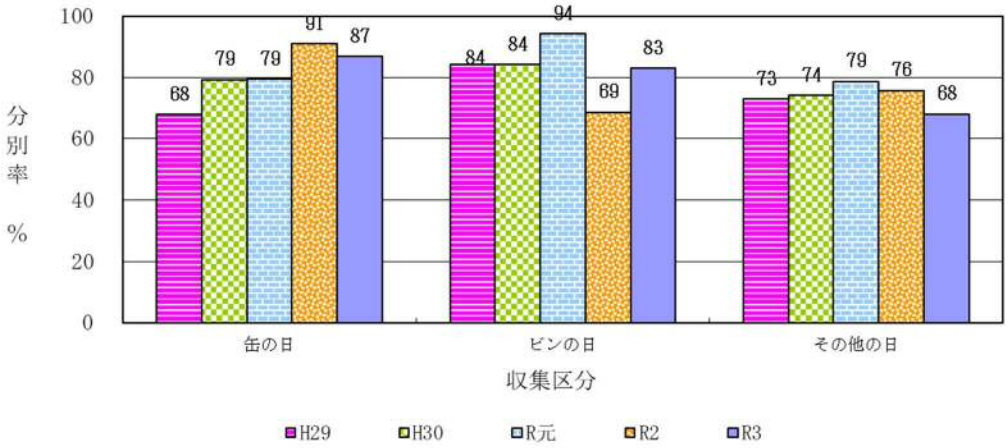

オ　ペットボトルの分別率

単位：重量%

組　成　分　類	H29	H30	R元	R2	R3
ペ　ッ　ト　ボ　ト　ル	94.30	93.44	96.20	97.70	94.10
そ の 他 プ ラ ボ ト ル	2.40	2.29	1.60	2.00	2.30
そ の 他 ダ ン ボ ー ル 等	3.30	4.27	2.20	0.30	3.60

ペットボトルの排出状態	H29	H30	R元	R2	R3
キ ャ ッ プ を 取 っ て あ る 物	79.70	72.77	65.80	74.90	72.40
中 を 水 で 洗 っ て あ る 物	70.90	67.48	56.50	53.00	78.20
つ　ぶ　し　て　あ　る　物	89.20	89.46	65.80	98.70	87.40

６　環境処理センターの運転状況結果（令和３年度）

（１）焼却灰熱灼減量

単位:％

規制値：法等に基づく数値
基準値：住民協定に基づく数値

項目	年平均値	規制値
熱灼減量	3.83	10.00

（２）騒音・振動・臭気

・騒　音

単位:ｄＢ

区分	焼却炉運転中 境界内	敷地境界における基準値	境界外
測定日	R3.11.4～5	－	R3.11.4～5
＜朝＞午前６時～午前８時	48(52)	50	50(55)
＜昼＞午前８時～午後６時	49(54)	60	54(59)
＜夕＞午後６時～午後１０時	46(51)	50	49(55)
＜夜＞午後１０時～午前６時	41(43)	45	46(47)

( )内は周辺の道路騒音等(外乱)を含む数値

・振　動

単位:ｄＢ

区分	焼却炉運転中 境界内	敷地境界における基準値	境界外
測定日	R3.11.4～5		R3.11.4～5
＜昼間＞午前８時～午後７時	31	60	31
＜夜間＞午後７時～午前８時	25	55	27

・悪臭測定

区分	環境処理センター敷地境界
測定日	R3.11.4
悪臭物質濃度	すべて悪臭防止基準内

（３）大気環境調査

区分	単位	打出浜小学校		高浜町９高層		規制値
測定日	－	R3.10.5～6	R4.2.9～10	R3.10.5～6	R4.2.9～10	(一日平均環境基準)
浮遊粒子状物質	mg/m^3	0.026	0.010	0.026	0.013	0.10
二酸化硫黄	ppm	0.002	0.001	0.002	0.001	0.04
二酸化窒素	ppm	0.014	0.012	0.014	0.007	0.04～0.06又はそれ以下
一酸化窒素	ppm	0.003	0.013	0.002	0.001	－
塩化水素	ppm	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	－
水銀	μg/m^3	0.0021	0.0016	0.0025	0.0016	指針値　0.04

※水銀指針値は，年平均値であり，環境省中央環境審議会の規定数値

（４）排出ガスの排出濃度

区分	単位	２号炉	２号炉	１号炉	１号炉	２号炉	１号炉	基準値	規制値
測定日	－	R3.4.16	R3.6.11	R3.7.9	R3.9.8	R3.11.15	R4.1.13		
ばいじん	g/m^{3}N	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.02	0.08
硫黄酸化物	ppm	<1	<1	<1	<1	<1	1	20	150
窒素酸化物	ppm	39	43	42	41	37	39	60	250
塩化水素	ppm	8	11	11	10	10	15	25	430

（５）排ガス中のダイオキシン類

単位:等価換算値 ng-TEQ/m^{3}N

区分	１号炉	２号炉	規制値
測定日	R3.8.3	R3.4.9	
ダイオキシン類	0.0200	0.000026	1.00

（６）焼却灰・バグ灰中のダイオキシン類

単位:等価換算値 ng-TEQ/g-dry

区分	焼却灰				規制値	バグ灰			
測定日	R3.4.9	R3.7.7	R3.10.13	R4.1.19		R3.4.9	R3.7.7	R3.10.13	R4.1.19
ダイオキシン類	0.0047	0.00079	0.0027	0.0084	3	0.74	4.3	1.0	1.0

※バグ灰は，薬剤処理をしているため，基準(規制値)を適用しない。

（７）排出ガスの水銀濃度

区分	単位	２号炉	２号炉	１号炉	１号炉	２号炉	１号炉	規制値
測定日	－	R3.4.15	R3.6.10	R3.7.5	R3.9.1	R3.12.9	R4.2.7	
全水銀	μg/Nm^3	0.70	6.40	0.76	1.1	3.1	1.6	50

Ⅵ　最終処分

１　事業概要

本市では、燃やすごみと選別残渣ごみ（燃やさないごみで有価物以外のごみ）は、全量をごみ焼却施設において焼却処理を行っている。

焼却灰は、ごみ焼却炉の灰押出機から灰ピットに排出している。

ばいじんは、ろ過式集塵器(バグフィルター)で捕集された灰です。ばいじん処理物は、ばいじんをダスト安定化装置で薬剤処理し、重金属が溶出しないようにしたものです。

灰ピットに分離貯留された焼却灰とばいじん処理物は、別々に、大阪湾広域臨海環境整備センター「尼崎基地」に陸送し、その後、海上輸送で神戸沖埋立処分場に海面埋立てをしている。

焼却灰は、平成２６年度から試行的にセメント原料として再資源化をしている。

２　灰の発生量等（年度別）

（１）　発生量

（ｔ）

年度	Ｈ２９	Ｈ３０	Ｒ元	Ｒ２	Ｒ３
焼却灰、ばいじん処理物の埋立量	4,633	4,511	4,337	4,344	4,292
焼却灰の再資源化量	10	10	17	17	28
計（発生量）	4,643	4,521	4,354	4,361	4,320

（２）　発生率

（%）

年度	Ｈ２９	Ｈ３０	Ｒ元	Ｒ２	Ｒ３
灰の発生率	16.10	15.73	15.79	15.87	15.88

第６章　ごみ減量化・再資源化事業

Ⅰ　事業概要

本市では、全国の自治体に先駆け、昭和５６年から資源ごみ集団回収報奨金制度を発足させ、ごみの減量化・再資源化を促進してきた。芦屋浜シーサイドタウンにおいては、昭和５６年１０月から缶、ビンの分別収集を行い、さらに、平成４年１０月から燃やさないごみを缶、ビン、その他の燃やさないごみの細分別収集に取り組み、市民の積極的な協力によりごみ減量化・再資源化に効果を上げてきた。環境処理センター内では、分別回収された燃やさないごみからアルミ・鉄・ガラス等を選別し、再資源化を行っている。

粗大ごみの再資源化は、平成８年９月から取り組み、環境処理センターに搬入された自転車・家具類の再利用可能品を環境処理センターにおいて修理し、リユースフェスタを開催し有料又は無料で市民に提供している。

容器包装リサイクル法により、平成１２年７月からペットボトルの分別収集を開始、平成１６年４月から紙資源の回収を行っている。

平成１９年５月３１日に「レジ袋削減に向けたマイバッグ運動の取組みに関する協定」を本市と生活協同組合コープこうべが締結し、令和３年１月１２日に「芦屋市におけるフードドライブ事業に関する覚書」を本市と生活協同組合コープこうべと芦屋市社会福祉協議会とで締結し、市民・事業者・市の三者が協働して推進する「ごみの減量化・再資源化」の一つとして取り組んでいる。

令和４年３月に、指定ごみ袋導入等新たな目標を定めた芦屋市一般廃棄物処理基本計画（ごみ処理基本計画）を策定しました。

Ⅱ　ごみ減量化・再資源化施策

１　再生資源集団回収（年度別）

資源ごみの有効利用とごみの減量を図り、ごみ問題に対する意識の向上を図ることを目的とする。

（１）　登録団体数　　（団体）

項　　目	Ｈ２９	Ｈ３０	Ｒ元	Ｒ２	Ｒ３
自治会･町内会	36	36	37	37	37
老人会･子供会	20	20	20	18	17
集合住宅管理組合	114	117	119	121	123
その他の団体	5	5	5	5	5
合　　計	175	178	181	181	182

（２）　回収量　　（ｋｇ）

回　収　品　目	Ｈ２９	Ｈ３０	Ｒ元	Ｒ２	Ｒ３
新聞	1,601,716	1,604,968	1,454,337	1,243,695	1,177,077
雑誌・チラシ・その他紙類	1,227,538	1,106,518	1,082,559	1,008,066	926,294
段ボール	564,358	582,474	595,212	659,602	674,906
紙パック類	3,609	1,472	1,336	1,454	1,587
古着	118,775	116,788	127,876	86,562	105,497
缶	65,671	69,482	70,637	74,703	76,374
合　　計	3,581,667	3,481,702	3,331,957	3,074,082	2,961,735

※　Ｓ５６年度から事業開始。　Ｈ１６年２月からビンは対象外とした。

（３）　報奨金　　（円）

項　　目	Ｈ２９	Ｈ３０	Ｒ元	Ｒ２	Ｒ３
上半期	7,324,136	7,124,332	6,705,588	6,352,420	6,050,432
下半期	7,002,532	6,802,476	6,622,240	5,943,908	5,796,508
合　　計	14,326,668	13,926,808	13,327,828	12,296,328	11,846,940

※　Ｈ１６年２月からｋｇ当たり６円を４円にした。

２　粗大ごみのリユース（繰り返し使う。）（年度別）

平成１８年９月から環境処理センターに搬入された再生可能な家具や自転車などの粗大ごみを修理し、再生品として資源化を行い、市民を対象としてリユースフェスタを開催している。

項　　目	Ｈ２９	Ｈ３０	Ｒ元	Ｒ２	Ｒ３
開催回数	3	3	2	1	2
展示品数	232	242	145	74	133
来場者数（応募者数）	1,596	1,628	1,013	(133)	(165)

※Ｒ２、Ｒ３は、新型コロナウイルス感染症感染防止対策のため、ホームページで開催

Ｒ３年度　内訳

項　目	１回目	２回目
	R3.9.1～9.30	R4.2.1～2.28
展示品数	68	65

３　再生資源回収量（年度別）

分別収集したごみから回収した再生資源量　（ｔ）

年　度	Ｈ２９	Ｈ３０	Ｒ元	Ｒ２	Ｒ３
紙資源(行政回収)	995	950	907	1,004	950
紙資源(持ち込み)	75	75	75	86	83
スチール缶	64	62	56	69	62
アルミ缶	38	42	46	70	72
シュレッダー	174	196	206	222	208
スクラップ	12	13	10	11	11
アルミ屑	5	6	5	6	6
ステンレス屑	3	3	4	3	3
被覆電線	3	4	4	4	4
銅	0	0	0	0	0
真鍮	0	0	0	0	0
ペットボトル	157	158	169	179	185
ビン	449	510	490	562	544
小型家電	89	91	76	86	77
古着	4	4	4	3	2
計	2,068	2,114	2,052	2,306	2,207

※ 環境処理センターに搬入されるごみは、平成２５年４月からステンレス屑、被覆電線、平成２７年２月から小型家電、平成２７年４月から紙類、古着、平成２９年３月から銅、真鍮のリサイクルを開始した。

※ 紙類は、行政回収で再生業者に直接搬出しており、環境処理センターに持ち込まれる紙類も収集事業課がその時に搬出していた。平成２７年４月からは別途搬出とした。

４　リサイクル率の推移（年度別）

（%）

年　度	Ｈ２９	Ｈ３０	Ｒ元	Ｒ２	Ｒ３
総合率	16.38	16.30	16.33	16.37	15.94
集団回収	10.38	10.14	10.11	9.35	9.13
行政回収及び持ち込み	6.00	6.16	6.22	7.02	6.81

※　端数は調整している。

５　生ごみ堆肥（コンポスト）化容器の購入助成制度（終了）

生ごみ堆肥化容器購入助成は、平成４年度から１９年度までに５７５基の利用があり、再利用意識の高揚など一定の成果を挙げたことから、平成２０年３月末をもって終了した。

電気式の生ごみ処理機は、電気を使用することから環境に負荷を与えるため、新たな助成制度を設けることは考えていない。

再生資源集団回収イメージ

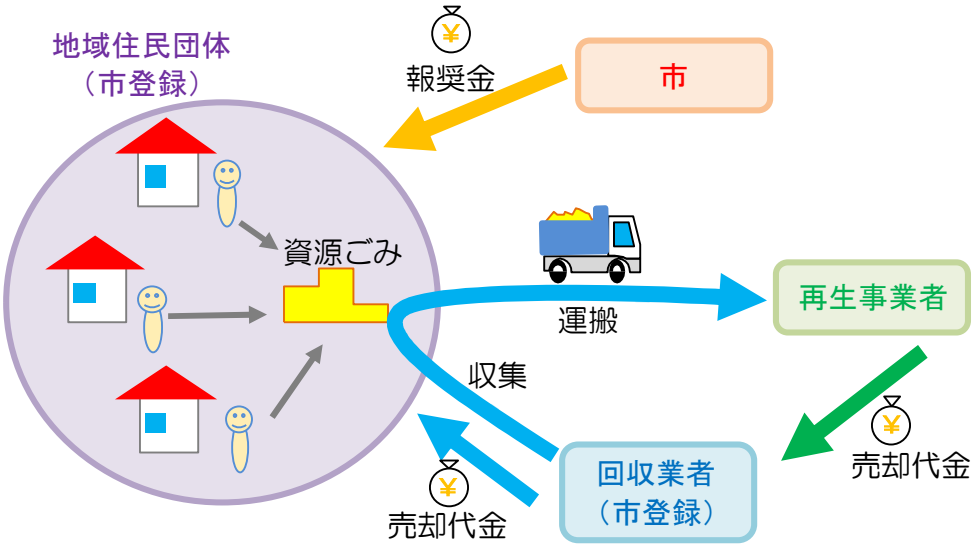

第７章　　啓　発　事　業

Ⅰ　ごみの減量化，再資源化啓発等に関する取組一覧表（令和３年度）

リユースフェスタの開催

① R3.9.1 ～ 9.30　応募者数　119 人

② R4.2.1 ～ 2.28　応募人数　 46 人

※新型コロナウイルス感染症感染防止対策のため，ホームページで開催

環境フリーマーケットの開催（商工会共催）

※新型コロナウイルス感染症感染防止のため開催なし

マイバッグキャンペーンの開催

※新型コロナウイルス感染症感染防止のため開催なし

「ごみ減量化・再資源化推進宣言の店（スリム・リサイクル宣言の店）」の推進

・登録店に実施内容を確認し，市ホームページに店名などを掲載　登録店：58 店舗

廃棄物減量等推進審議会の開催

① R3. 5.20　議題　（１）平成 28 年度策定芦屋市一般廃棄物処理基本計画策定時における課題と令和２年度終了時点での解消状況

（２）その他

② R3. 8. 6　議題　（１）芦屋市一般廃棄物処理基本計画の概要について

（２）指定ごみ袋の導入について

（３）芦屋市環境処理センター施設整備について

③ R3.11.11　議題　（１）芦屋市一般廃棄物処理基本計画について

（２）その他

④ R4. 3.11　議題　（１）芦屋市一般廃棄物処理基本計画について

（２）芦屋市一般廃棄物処理実施計画（ごみ処理実施計画）（案）について

（３）その他

再生資源集団回収報奨金の交付

① R3.8　上半期　1,513ｔ　6,050,432 円

② R4.2　下半期　1,449ｔ　5,796,508 円

第 29 回住みよい芦屋をつくるポスター展の開催

・R3.12.1 ～ R3.12.17　応募数：360 人

・場所　市役所北館１階玄関展示コーナー

環境処理センター施設見学会の開催

※新型コロナウイルス感染症感染防止対策のため開催なし

フードドライブの開催

・生活協同組合コープこうべ市内３店舗（コープデイズ芦屋店，コープ浜芦屋店，コープ打出浜店）で，芦屋市社会福祉協議会と連携し恒常的なフードドライブを実施

年間回収数量：1,410 kg

パソコン・小型家電のリサイクル

・リネットジャパンリサイクル株式会社と連携し，パソコンや小型家電のリサイクルを実施

年間回収数量：5,771.9 kg

回収件数：580 件

令　和　３　年　度

芦　　屋　　市

ごみ処理事業概要

発行：芦屋市市民生活部

環境施設課
収集事業課

令和　４　年　９　月作成
令和　６　年　１２月修正

環境施設課　電　話　(0797)32－5391

ＦＡＸ　(0797)22－1599

収集事業課　電　話　(0797)22－2155

ＦＡＸ　(0797)32－6247

〒659－0032　　芦屋市浜風町３１番１号